

消費者委員会新開発食品調査部会  
( 第 1 3 回 )  
議事録

内閣府消費者委員会事務局

## 消費者委員会新開発食品調査部会（第13回） 議事次第

1．日時 平成25年6月28日（月） 14:00～15:55

2．場所 消費者委員会大会議室1

3．出席者

（委員）

石綿委員、大野委員、川戸委員、久代委員、栗山委員、古野委員、  
清水委員、田島委員、手島委員、戸部委員、中村委員、山崎委員

（説明者）

消費者庁 食品表示課

（事務局）

原事務局長、小田審議官

4．議事

（1）開 会

（2）特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【新規諮問品目（3品目）】

1）□□□（□□□株式会社）

2）□□□（□□□株式会社）

3）□□□（株式会社□□□）

（3）特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可）

（4）閉 会

## １．開会

○原事務局長 それでは、皆さん、おそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから、「消費者委員会新開発食品調査部会」の第13回の会合を開催いたします。

本日は、□□□委員と□□□委員が御欠席との連絡をいただいておりますが、過半数に達しており、本日の部会が成立いたしますことを御報告いたします。

参考人として、□□□から□□□の□□□先生に御出席をいただいております。

議事に入ります前に、4月25日付で新開発食品調査部会の委員に御就任されました古野純典委員が御出席されておりますので、御紹介させていただきたいと思います。

一言、御挨拶をお願いできればと思います。

○古野委員 ありがとうございます。健康・栄養研究所理事長に4月から着任しております古野と申します。よろしくお願いいたします。ざっくばらんな人間ですので、よろしくお願いいたします。

○事務局 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、申請品の説明につきましては、消費者庁食品表示課からお願いしたいと思います。

配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

議事次第の下に配付資料一覧を載せておりますけれども、資料1として、新規諮問品目に関する「申請品概要資料」。

資料2が「報告書（案）」。

資料3が「答申書（案）」。

資料4は、報告案件ということで、これは消費者庁から御準備いただいた資料になります。

参考資料として、特定保健用食品一覧表、最新のものをおつけしております。

また、後ろのテーブルに各品目の審査申請書などの審議資料を御用意しておりますので、適宜、御覧いただければと思います。

不足がございましたら、途中で申し出いただければと思います。

なお、配付資料や審議内容については、公開を前提としていない情報も含まれておりますから、お取扱いには御注意をいただきたいと思います。

では、□□□委員、議事進行をどうぞよろしくお願いいたします。

---

## ２．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

○□□□委員 では、審議に入る前に、本日の審議品目に関して、申し合わせに基づく寄附金等の受け取りの有無と、申請書類に対する委員の関与について、確認しておきたいと思います。

事務局からお願いいたします。

○事務局申し合わせに基づいて、今回の審議品目の申請者からの寄附金等の受け取りについて、事前に確認させていただいたところ、審議に御参加いただけない委員はいらっしゃいませんでした。

また、申請資料に対する関与についても、該当する委員はいらっしゃいませんでした。報告は以上でございます。

○□□□委員 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、御質問等ございますか。

それでは、審議を行いたいと思います。

---

( 1 ) □ □ □

○□□□委員 初めに新規諮問品目でございます。

申請者は□□□株式会社、申請品目は「□□□」でございます。

まず、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○食品表示課 それでは、資料 1 の 1 ページをお開き願います。

商品名は「□□□」、申請者は□□□株式会社です。

保健の用途といたしましては、「□□□生まれの□□□(□□□)を含むので、□□□が気になる方に適しています。通常の□□□に替えて、お使いいただくことをおすすめします。」となっております。

関与成分といたしましては、□□□となっております。

1 日摂取目安量当たりの関与成分量としては、□□□mg となっております。

1 日当たりの摂取目安量は、「1 日約□□□ml(□□□)を普段ご使用の□□□に置き換えてお使いください」ととなっております。

摂取をする上での注意事項は、「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。本品は□□□ml 当たり約□□□g の□□□を含みます。多量摂取しますと□□□摂取量が多くなりますので、ご注意ください。また、本品□□□ml 当たり約□□□mg の□□□を含みます。□□□の治療を受けている方、□□□制限のある方、□□□等の方、□□□、□□□の方は医師にご相談ください。」となっております。

食品形態は□□□となっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇〇を関与成分としておりまして、〇〇〇の〇〇〇の方に適する。〇〇〇でありますので、〇〇〇含量が高いというので、摂取する上での注意事項にその旨記載があります。〇〇〇があるので、〇〇〇摂取制限、〇〇〇等の方には、「医師に御相談ください」という注意事項がございます。

それから、同じように〇〇〇の形態で、〇〇〇の〇〇〇の方に適するという商品がございました。その際は、「〇〇〇が〇〇〇の方は〇〇〇が基本です」という摂取上の表示を明確にするようお願いいたしました。同時に、宣伝広告に当たっても、消費者が誤解を持つことがないように配慮が求められるということで、事業者に対してその旨を発出しております。そういうことも念頭に置きまして、御審議をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

〇〇〇委員。

〇〇〇委員 科学的な有効性、安全性についての説明は特にないのですか。それを受けずに、もう承認ということになるのですか。

〇〇〇委員 この部会の下に調査会が設けられておりまして、調査会で審議を経てきておりますので、科学的な根拠に基づき検討、安全性や有効性の効果についての検討はもう既に調査会で十分御審議を経てきているものとして、その上で、この部会ではその最終確認という位置づけでございます。

〇〇〇委員 私は資料を見ていて、科学的に信憑性があると判断されたということを誰が検証しているのかなと思いましたが、それは無視されていいのですか。

〇〇〇委員 それは第一調査会で確認したと。

〇〇〇委員 了解です。

〇〇〇委員 きょうは〇〇〇委員が欠席なので、代わりに私が報告させていただきます。

〇〇〇あるいは〇〇〇の人達を対象に、〇〇〇週間の〇〇〇試験が実施されています。試験食品、および関与成分を含まず、風味、外見が試験食品と見分けがつかない対照食品との二重盲検試験で2点以上で有意な〇〇〇が認められていること、および査読者のいるジャーナルに投稿されております。過剰摂取試験を行われ、特別な有害事象は認め有れていませんでした。第一調査会では、有効性と安全性はおおむね問題はないという結論になっております。

〇〇〇委員 ありがとうございます。それでよろしゅうございますか。

〇〇〇委員 腑に落ちない点はありませんが、それは触れないことなら、触れません。

〇〇〇委員 本食品が第一調査会で最初に審議された試験は、〇〇〇mlの〇〇〇で、論文もそのような形態の食品として掲載されています。しかし、必要でない人まで使うことが起こり得るかもしれないので、個別の使用に適した〇〇〇mlの〇〇〇袋という形態に改められています。関与成分の含有量と一日の摂取目安量に変更はないので問題はないとさ

れました。

それから、前回のときも少し問題になりましたけれども、1日の目安量が□□□mlになっていて、これは調理を含めた□□□の使用量がもとになっています。□□□ml使わなくてもいい人が□□□ml使わなければいけないのかどうかということも、もう一度、話題になりました。これについては、摂取目安量にこだわる、あるいは強調せずに、減塩の重要性がきちんと啓発されていれば、よいとされました。

○□□□委員　ありがとうございました。

どうぞ、□□□委員。

○□□□委員　私ばかりがしゃべって申しわけないのですが、□□□、□□□と言っても、この特殊な物質が有効だから、これは□□□にいいのです、□□□%カットだから、□□□倍ぐらい使っても普通の生活には差し障りないだろうと、普通の人は思わないでしょうか。健康食品だから多めに使っても普通の人の□□□の使い方と同じになりますと言った安心感を与えるのが、よくないのではないかと思います。

○□□□委員　そういうことがないように、特保食品には主食、副菜のバランスをとりながら使用することが前提になっています。例えば、今までにコーラ、おせんべいも承認されています。ヘルスクリームとして表示されていることについては、あるコーラよりは特保で認可されているコーラの方が適しており、消費者の選択の余地を増やす意味があります。特保食品をたくさん使えばもっと健康増進になるということでもありませんし、特保食品を摂れば暴飲暴食をしても良いということではありません。これは、すべての特保食品に共通したことだろうと思います。

○□□□委員　摂取する上での注意事項に、その旨記載してあるということですね。

どうぞ、□□□委員。

○□□□委員　ここの審査基準とか第一調査会の判断基準というのは、皆さんがそう思って審査していращやるのは、わかるというか、再三再四、この委員会の委員であればそういうふうに何度も説明されているので、そうなっていくのですが、これを買う側の人、しかも、□□□の□□□でこれを買う人たちはどう思って買っているのかということは、やはり調査する必要があると思っています。

○□□□委員　そうですね。宣伝広告に当たっては注意して消費者に誤解されないようにと、事業者に対しては言えますけれども、一般消費者に対してどこまでそういう趣旨が徹底しているかというのは、確かにおっしゃるとおりだと思います。特保の在り方自身の問題にも波及すると思います。

□□□委員、どうぞ。

○□□□委員　「事業者に対しては言えるけれども」というふうに□□□委員はおっしゃいましたが、言えないのが現実です。言えていないのが現実ではないでしょうか。と、私は感じているのですが、言えることは言っていращやる。でも、本当に伝えたいこと、本当に変えてほしいことまで届かないと私は感じています。もちろん、特保の在り方とい

うのを検討していただければ、本来はそうであると思いますが、国民の健康のために、よりこういうものを広めていこうとか、認可の範囲を広げていこうという動きや発言もある中で、基本的なものに立ち返って、こういうふうに言って、□□□の□□□人が安心してしまう世界をつくっていかないだろうか、というところを考えてみる必要はあるように思います。

○□□□委員 先ほど、事業者に対して申入れができると言ったことは、前回、御審議いただいた□□□さんの□□□について、文書を事業者に手交しております。今回ももし御承認いただければ、同じようなことをしたいと考えております。

どうぞ。

○□□□委員 私も、このものが□□□が少ないということで、□□□味の好きな人は大量に使うのではないかと。□□□の場合と同じですけれども、それはちょっと危惧していたのですが、資料を読みますと、□□□代替物の探索、処方開発というところで、□□□味のところでほかのいろいろな□□□と比較しているんですね。このものについては□□□を多めに添加したということだと思いますけれども、□□□味という意味では普通の□□□と変わらないという結果が出ています。ですから、これを使用した人が、□□□味が足りないからといってたくさん使ってしまうとか、そういうことは、このデータを信じれば、ないのではないかとこのように思います。そういうところで非常に工夫してあったのではないかと考えています。

ただ、私が気になったのは、□□□を添加することによって、□□□とかそういう人に対しての副作用です。注意事項の中にも、□□□の治療を受けている方とか、□□□制限のある方とか、□□□等の方は医師に御相談くださいと書いてありました。私がそこで特に気になったのは、□□□等ということです。「等」という曖昧な表現はこういうところに使うべきではないのではないかと。

それから、私は医師ではないのでちょっとわからないのですが、□□□保持性の□□□薬というのがあります。その副作用として□□□が有名なわけですが、□□□とか、そういうところに表示されているわけで、□□□が□□□の結果として出るのだったら、これでカバーされていると思いますけれども、もし、それとは独立に出ている病気だとしたら、この表現では足りないのではないかと思いました。

○□□□委員 □□□の含有量ですが、この食品は通常の食品より多くなっています。平均的な一日摂取量からすれば、それほど多い量ではありませんけれども、□□□を服用している場合、□□□障害のある場合は、やはり気をつけなければならないので、注意喚起すべきだと思います。

また、□□□委員がおっしゃったように、本当は□□□をたくさん使いたいけれども、いろいろ言われて□□□を抑えている人が、「この□□□だったら大丈夫」と、たくさん使われてしまう懸念はないわけではないと思います。こういう特保商品がどのように使われているか、当初の目的に沿った使い方がされているかどうかということをして市販後調査を

すべきではないかとの意見が第一調査会で出ました。

○□□□委員 確かにそのとおりですね。□□□委員がおっしゃったように、「□□□等」というのは私もちょっと気になりますけれども、注意事項で□□□等の方という表現をした商品というのは、今まであるのでしょうか。消費者庁、どうですか。資料を全部見ればわかるのかもしれませんが、もしおわかりでしたら、お願いします。

○□□□委員 ちょっとよろしいですか。調べていただいている間に時間かせぎで話をさせていただきます。ほかの委員の先生方が言われたのは確かにもっともだと思いますが、一つは、すべてを書き込むことがスペース的に無理だと思うのと、それと、□□□、□□□の摂取制限をしないといけない病人の人は、本来は医師がきちんと管理をしているはずと私は信じたいです。医師がちゃんと患者をコントロールしているのであれば、患者はその商品には必要な情報が書かれているだろうという目で見ると、そういう目で見ると、情報はちゃんと書かれていると私は判断しました。

例えば□□□量、□□□量は、外箱のパッケージですが、成分分析表としてきちんと書かれております。数字でないところでも、「□□□を含んでいます」とか、「□□□の摂り過ぎは□□□の原因の一つになります」とか、一応書かれていますので、ポイントは押さえているだろう。いろいろな病気に関しては、□□□委員がおっしゃるように、懸念すべき病状は幾つもあると思っていますが、主要なものだけでも全部書いたらかなりの量になってしまうので、これも無理だと思います。

そうすると、成分として何がたくさん入っているということを明確に書いて、あとは消費者の自己管理といえますか、意識の高さに期待するしかないのではないかと思います。これは特保の問題ではなくて、栄養バランスをどうするかとか、食事のコントロールをどうするかという、食生活そのものの管理の問題になってくるので、ここの審議の範囲を超えてしまうのではないかと私は思っています。

○□□□委員 ありがとうございます。医師にかかっている方でしたら、当然、医師に、このような□□□があって使っていいのでしょうかというふうに相談するだろうと。相談すれば、医師が表示をよく見て、こういうふうに使いなさいと指導するだろう。そうすべきだと、そういうお話でございます。

□□□委員、どうぞ。

○□□□委員 医師にかかっている、相談しながら使うというのであればそうだと思います。それが望ましいことも当然です。ただ、皆様はこちらのほうばかり見て、と言っては申しわけないのですが、現状こういう食品がどう使われているか。書かれているものを私たちは一生懸命見ているのですが、どう利用されているというか、どういうふうに表現されて買う側の人に伝えようとしているかということに、もう少し目を向けていただけないでしょうか。医師と相談しながらということではなくて、お医者さんに言われてびっくりしたけれども、こういうものがあるからこれを使えばいい、みたいに使われているのが現実ではないでしょうか。

本来そうあるべきというのは当然で、そのことを話し合うのはこの委員会の内容かと言われると、そうではないだろうと思います。でも、被害に遭うというか、これを信用したために医師へのアクセスが一步遅くなるとか、そういう状況が生まれてこないでしょうか。そこまで私たちが考える必要がないと言われればそうだと思います。でも、こちら側から出た数字だけを見て判断をするのは、将来の日本の国民全体にとって危険ではないかというふうに思っています。でも、これが話し合う内容でないとおっしゃるのであれば、それはおっしゃるとおりです。

ただ、私が一般の市民として唯一ここに存在するので、教育も、十分な情報提供もされていない人間にとっては、医者に行かなくてもいい、薬を飲まなくてもいいというふうに考えがちであるということを、この書類を決して見ることのない立場で申し上げたいと思います。

〇〇〇〇委員　ありがとうございます。その問題は、特保あるいは健康食品全般について常に話題になるところで、特保を飲んでいれば、あるいは、健康食品を摂取していれば医師にかからなくても済むのではないか、そういったことを消費者が誤解してしまう。それが非常に怖いということで、1月に消費者委員会が健康食品の在り方についての建議を出しましたけれども、その建議でも一番話題になったのはその点でございます。健康食品をこれ以上進めると医師にかかる機会を喪失してしまうおそれがあると。

その問題は非常に大きな問題なのです。部会での審議は、狭い意味で特保に申請があった商品についてその可否を決めるもので、特保制度そのもの、健康食品の在り方そのものについて審議するのは、親委員会の消費者委員会の仕事ではないかと感じております。

〇〇〇委員、どうぞ。

〇〇〇〇委員　私も、こういった新しいカテゴリーの商品が実際どういうふうに使われるかということは、やはり販売後の調査として必要だと感じています。先ほど、〇〇〇の〇〇〇人が〇〇〇をたくさん使うのではないかとことを言われましたけれども、この商品のデザインとして、そんなにジャブジャブ〇〇〇られるような商品形態ではない。〇〇〇mlの包装になっているというのは、一つの正しい使い方を誘導しているデザインになっていると思いますので、実際これを市場に出したときにどういうふうに使われているか、ということを確認することが必要なことなのではないかと思いました。

〇〇〇〇委員　ありがとうございました。複数の委員から、商品が実際に市場に出たその後の消費者の使用実態について、フォローすることが必要だと。そういう御意見が出ております。

ほかにございますか。

〇〇〇〇委員　確認しておきたいのですが、この特保というものは、医師にかからない、薬剤師にも相談しない。そのもとで購入できるというのが前提なわけです。これを買うために医師なり薬剤師に相談しなくてはいけないということは、本来あり得ないわけです。ただ、そういう相談しなくてはいけない状況についてはきちんと表示しておくとい

うわけですね。だから、表示しておくところについてはきちんと書いておかないと間違える可能性がある。一般の人を過剰に信頼してはいけないと思うのです。いろいろな人がいますから。

そういう意味で、先ほどの「□□□等」というところについては、医師に相談しなくてはならない状況ということで、明確に書いておいてもらいたい。先ほど私が言った□□□とかそういうのは、場合によっては、□□□制限をしなくてはならないという条件に入っているのかもしれない。それでしたら、それでも書く必要はないと思います。ただ、独立した項目で、お医者さんに相談しなくてはならないような疾病があるのだったらそれは書かなくてはならない。そういうことです。

○□□□委員 消費者庁、「等」についての調査は終わりましたか。

○食品表示課 作用機序が違うので全く同じ議論はできないかもしれませんが、□□□に係る保健の用途の商品の中で、「□□□のある方は医師と御相談ください」という注意喚起をされているものは多数ありますが、□□□等という形で「等」で括られているものは、今、見た限りではちょっと見受けられていない状況でございます。

○□□□委員 ということです。そうすると、この商品の「等」は取るべきですかね。どうでしょうか。

○□□□委員 特に「等」を入れたときに、こういったものが頭に入っていたとか、このところはわからないとか、そういうことが下の調査会とかそういうところでなければ、それは取ったほうがいいと思います。

○□□□委員 消費者庁。

○食品表示課 許可品一覧表の41ページをごらんください。□□□とは異なる文言ですが、41ページの一番上の5つの品目で、摂取する上での注意事項の欄に、「胃潰瘍や肝障害等の疾患のある方」という表現のものはございます。

○□□□委員 「等」が入っていますね。

どうぞ。

○□□□委員 済みません。検討されている途中で質問ですが、先ほど□□□委員がおっしゃった□□□の□□□絡みのというのは、何ページのどれに対応しますか。

○食品表示課 41ページの一番下のものになります。

○□□□委員 「□□□」です。この場合は、「□□□が低下している方及び□□□の治療の方は医師に御相談ください」ということで、こちらは等を入れていませんね。

○□□□委員 □□□というよりも、□□□機能が低下しているとの言い方のほうが適切のように思います。

○□□□委員 □□□委員。

○□□□委員 よくわからないのですが、例えば□□□等という、病名と障害というのはどうなのでしょう。関係ないのですか、この違いというか。単なる質問ですが、病名に等をつけるのと、障害等というのは、何かちょっと違う感じがします。だからどちらなら

いいという意味では、全然ありませんが。

○□□□委員 私も医師でないの。

○□□□委員 済みません。ここに医師の方というのはいらっしゃらないのでしょうか。

○□□□委員 います。私も医者です。

○□□□委員 医師抜きで議論されていては大変ですね。

○□□□委員 下部機関はどのように評価していたのですか。一回、下部で十分検討したからここで承認しろという姿勢が、私は間違っているような気がします。効果とか副作用とか、そういう点も含めてここで議論されるべきだと思います。それで、下部の委員会での結論はどうなっていたのですか。

○□□□委員 「□□□」は「□□□疾患のある方」となっていて、どういういきさつで「等」が加わったか、記憶に定かではないです。

○□□□委員 ちょっとよろしいですか。私、「等」のところで申し上げようと思って来たので、調べてみたのですが、日本語として等を使う場合、AとB等と言うときに、AとBを合わせて「AとBなど」という、両方しか入っていない等の使い方と、それ以外にもいろいろあるときに「等」と使う場合と、両方あるんですね。41ページの最初の5行ぐらいに載っているのは、□□□、その2つについて「等」と言っているような感じに読めます。

ところが、今日のものについては全然違うものが並べてあるので、□□□等と言うとき、それ以外にも何か病気があるのではないかと。そういうふうに読めてしまうわけです。それで気になったわけです。なお、広辞苑で見ると、「等」というのは、それ以外にもいろいろあるときに、それをひっくるめて使うということになっています。

○□□□委員 □□□以外の病気も含めて「等」というのが一般的な日本語の使い方だということで、広辞苑に「他のものも含める」というふうになっているのだと思います。

いかがでしょうか。「等」を取らせる、あるいは、このままでよろしいか。

○□□□委員 □□□委員がおっしゃったように、□□□の「□□□が低下している方及び□□□の治療を受けている方」のほうがわかりやすいです。これに変えるほうが統一性があると思います。

○□□□委員 申請者の方は、□□□に等という表示がされているのは知りませんから、独自で摂取上の注意を書いてきたので、□□□にならって書き直せということを、この部会で事業者に訂正を求めるということはもちろんできます。

どうぞ。

○□□□委員 記憶が確かでなくて申しわけないのですが、□□□のときに、注意表示のどれかを正面に書きましょうという話をしませんでしたか。もし同じようなことであれば、今回のものも正面に書かなければいけないのかなと思ったのですが、□□□のときに、何を正面に書こうという話をしたかが覚えていなくて、済みません。

○食品表示課 そのときには、「□□□が□□□の方の食事は□□□が基本です」という

注意喚起を正面に書くようにという議論がありました。今回の品目は、概要版の中に表示見本が入っていますが、外箱の正面のところに、黒字に白抜きの文字で、文言は違いますが、□□□の摂り過ぎには気をつけてくださいという旨の注意喚起はなされております。

○□□□委員 表示見本がありまして、表側に□□□の摂り過ぎには云々、裏面に摂取量の注意というのが細かく書かれています。

どうぞ。

○□□□委員 この表現ですけれども、「□□□の摂り過ぎは□□□の原因の一つとなりますので、摂取低減に努めましょう」という表現よりも、□□□のときの、「□□□が□□□の方の食事は□□□が基本です」というほうがダイレクトかなという気はします。特に□□□が□□□の人が、□□□の摂取を下げるということを念頭に置くとすれば、□□□のときの表現のほうがよりダイレクトな感じはしますが。

○□□□委員 確かにそう言われれば、そのとおりですね。

そうしますと、摂取上の注意の記載について、再検討しなさいと申請者に申し渡すということですかね。

□□□委員、どうぞ。

○□□□委員 私は、□□□に努めましょうという、余計なお世話というところはあるのかもしれないのですが、こっちのほうがダイレクトのような気がします。単なる感覚の違いなので、わざわざ言うのも何ですが。

○□□□委員 今回の表現のほうが、目的は「□□□が気になる方に」ということですが、より一般の人に対しての注意喚起という感じはいたします。

○□□□委員 □□□の□□□の人ということでは、先生のおっしゃるような感じになると思うので、一般の人がこれを使う、お値段のこととかもあるので、どうなのか。別に一般の人が使っても悪くないわけですね、これは。

○□□□委員 そうですね。

○□□□委員 読み方がよくわからないのですが。

○□□□委員 この食品は□□□mlのパックに入っていて、□□□mlを継続的に摂取すると□□□が下がることが確認されています。□□□ml摂らなくてもいい人が、□□□を摂らないと効果がないのではないかと考えたとき、現場で生活習慣修正指導をしている方々が、目安量を守るよりも□□□を優先してくださいと答えることができるようにこういう言い方が入ったと理解しています。目安量にこだわらないで、もし少ない量で済むなら、そちらのほうがいいですよというニュアンスを含んでいる言い方のほうがよいと思います。

○□□□委員 わかりました。

○□□□委員 どうやら申請者の言ってきた摂取上の注意は余り適切ではなくて、むしろ「□□□」の摂取上の注意のほうがより好ましいといった御意見が強いようですが。

□□□委員。

○□□□委員 それでいいです。これを認可するとか、しないとか、そういう話ではなくて、表記の問題としてはそちらで結構です。

○□□□委員 もう一つ、よろしいですか。これの□□□とか、製品名の「□□□」の□□□というのは、何か検証しているデータが出ていたのですか。ほかの□□□よりも□□□と。官能テストのデータが提出されていたのですか。□□□がなぜつけられているのですか。「□□□」というのは何と比べているのか。ほかの□□□も□□□は十分ある。その辺はどのように検証されたのか、教えてください。

○□□□委員 例えば□□□の量が多いとか、そういうデータがちゃんと検証されているのかどうかというお話です。第一調査会ではそういったことは議論になりましたか。

○□□□委員 第一調査会では、これは一つの商品名としてとらえていて、□□□が検証されているかどうかということについてまでは討議されませんでした。

○□□□委員 この資料を見る限り、そういうことのデータは示されていないです。

○□□□委員 □□□委員、どうぞ。

○□□□委員 私もこの前までは第一調査会にずっとおりました。厚労省時代からやっておりますが、商品の味に関しては一切評価していません。味に関するキャッチコピー、あるいは、商品名の中に味に関するものを入れるのは、商品をつくっている会社の自由裁量なので、著しく消費者をだますものでない限りは企業の自主的な判断に任せるということで、審議対象にはしていないのが今までの状況です。

○□□□委員 そう思います。□□□が□□□でないものを□□□だということで表現して、問題があるとなったら、それは景品表示法違反で消費者庁の別の部署で問題になるようなことと思います。

どうぞ。

○□□□委員 表示見本の大きい箱の右端のところで、「消費者庁許可の特定保健用食品です」の一番下に、食品成分とは別に「□□□な風味と□□□が生きています」という表示がある。この辺りは一つの「□□□」の説明材料になっているのではないかと思います。

ただ、この右端の表示は、特保食品ですということで、□□□が気になる方に「□□□味そのまま□□□カット」、そこまではいいと思いますけれども、それと一律に特保の説明として「□□□な風味と□□□」というのは、並べ方としてはどうかなという感じがしました。ただ、□□□とかそういうことに関しては、一通り、私はこれでよろしいのではないかという感じがします。

○□□□委員 □□□委員。

○□□□委員 ここの審議でないことも、ほかのところがちゃんと見ているはずというのわかりますが、そういうふうに縦に切っていくと、トータルでどうかというところが抜けるのではないかと思います。ここで審議しろとは言いませんが、余りにもそれぞれの部会の審議でやっていって、我々の責任ではないということになると、もちろん責任の所在

は最終的にはあるのですが、何か、こうやって審議というのは縦割りにされていくのかなと。一般消費者としては、最終的にもう少しトータルで見てくれないかなと思ったりしました。不規則発言ですが。

〇〇〇〇委員 どうぞ。

〇〇〇〇委員 私も全く〇〇〇委員と同じ考えであります。

〇〇〇〇委員 どうぞ。

〇事務局 消費者庁に答えていただくのが適切だと思いますけれども、特定保健用食品の審議というのは、ある関与成分を付加したときに、それが有効かどうかということと安全性に問題がないかということの御審議をいただく。それを踏まえた表示になっているかということのチェックをしていただいていると思います。

広告宣伝とか商品名は、基本的に事業者の自由です。日本で販売されている商品の商品名を事前審査しているような機関はないです。事後的にそれが著しく誇大な表示かどうかというところは、景品表示法で消費者庁のほうでチェックされますけれども、事前にそれをチェックする機関はありませんので、縦割りということではなくて、これはそういうものではないというふうに割り切ってくださいと思います。

〇〇〇〇委員 〇〇〇委員、どうぞ。

〇〇〇〇委員 ごめんなさい。私は割り切れません。この中で、皆さん、これが消費者にどう受け止められているかというのを、本当に一度調査してみただけないでしょうか。余りにもここで審議されている内容と買う側の人間の思いが違うのではないかという不安を私はとても持っていますので、割り切れと言われると、私はこの場で適切な存在ではないとお答えするしかありません。無理です。

〇〇〇〇委員 非常に難しい問題でありますけれども、日本の政治システム全体のお話にもなってしまうかと思います。

〇〇〇委員、どうぞ。

〇〇〇〇委員 もう一点。今、おっしゃった、A 3 サイズの 12 ページの大きな外箱表示見本で、消費者庁許可の特定保健用食品ですという根拠が 2 つあるわけですね。それには 3 つ目も含めるのですか。

〇〇〇〇委員 いえ、私はそれが気になるという趣旨で発言したのです。

〇〇〇〇委員 含めないほうがいいですね。ここも外していただいたほうがいいということですね。

〇〇〇〇委員 いいのかどうか、ちょっと気になったもので発言しました。本質からすれば、一番下の「〇〇〇な風味」と「〇〇〇」というのは特保とは全然関係ない話ですから、ここに例えば 1 本、破線を入れるとか、あるいは別枠に持っていくとか、それが本来かなというふうに、強いて言えばそういうことです。

〇〇〇〇委員 了解しました。

〇〇〇〇委員 〇〇〇委員。

○□□□委員 先ほどの議論ですけれども、特定保健用食品は、体に影響を及ぼす、あるいは健康増進作用を持つことが期待される食品として科学的な証拠に基づいてつくられる、そういう理念で始まった食品だと思います。その「科学的な」というのは、実はなかなか難しいというのがだんだんわかってくるわけですが、一応、現在の自然科学のレベルで、これらの食品が果たしてどういう影響を持っているかをきちんと調べようということで、いろいろな分野の研究者が集まって、機能性、安全性を議論するのが調査会だというふうに私は理解しています。この部会で同じことをやるというのはやはり無駄があるわけですが、今までも、単にシャンシャンと下から上がってきたものをそのまま認めているわけではない。□□□委員はしょっちゅういろいろな問題を提起されますし、そういったことを考慮しながら、特に表示の問題とか、あるいは、特保としてのそもそも論的なことを議論しながら、こういう食品が本当に望ましいのかどうかということを一応考えて、また、調査会でも考えていただく。場合によっては、部会において、調査会の結論が引っ繰り返って許可されなかったという例も今まであったと思います。そういう意味で、部会というのはそれなりの意義があると私は思っています。

消費者がどう考えるかというのは、もちろん、とても重要な問題ですが、我々ができることは、ここではやはり自然科学の立場でこれらについて評価するということができない。食品を評価するのであって、それを受け入れる側の消費者の問題にどこまで立ち入るかということは、能力的にもとても難しいものがあると言わざるを得ないと思います。

今の□□□の特保のところに書いてある３つ目の□□□の問題は、□□□委員がおっしゃったように、やはり上の２つとは違う話なので、特保ですと書いてある枠の中にあるのは私もちょっと違和感を感じますので、その辺は考える意味はあるのではないかと思います。そういう議論をこういう部会ではやって、よりよい表示に変えていくということで、一応それなりの存在意義はあるのではないかと私は思っております。

○□□□委員 ありがとうございます。

○事務局 一言だけ補足させていただきたいと思いますが、表示をした結果が消費者にどう受け止められているかというのは、大変大きい課題であります。ですから、消費者委員会ではいわゆる健康食品についての建議を出しておりまして、その中で、こういった表示が消費者にどう受け止められているかということも、きちんと調査した上での表示であるべきだという意見は出しておりますので、そういう問題意識は委員会として十分に持っていることはつけ加えておきたいと思います。

○□□□委員 今までの議論で、この商品の安全性、有効性については御指摘が委員の先生からなかったということで、それ自身は余り問題ではない。ただ、表示事項、摂取上の注意の□□□等の「等」が不適切ではないか。あるいは、表示見本の右側の「□□□」という表現も少し違和感があるということがありました。

そういうことで、もう一度、申請者にこれまでの議論を伝えて、変更を求めることにし

たいと思いますが、いかがでしょうか。

□□□ 委員。

○□□□ 委員 それでは、一緒に確認をしておいていただければと思いますが、有効性と安全性について、最初は□□□だったけれども□□□の□□□になったということです。

□□□試験のデータ 4-6-2 のところ、これは賞味期限の設定根拠にもなっていますが、そこで、□□□の状態ではなくて□□□の状態のデータがあります。最終製品の形での□□□試験は必要ではないかと思うのです。そんな不安定ではないと思いますが、ルールとしてどうなっているのかというのを確認したいと思います。

○□□□ 委員 それは非常に気になっているところであります。そのデータについて、データを待ってもう一度審議すべきという御意見も多分あると思います。ですから、それも含めて、もう少し時間がたってから、再審査をする必要はないですが、書類を整えて提出してもらうということが要求できます。

○□□□ 委員 それがベストだと思います。もちろん、確認することは大事だと思いますが、必ずしも、賞味期限の日数を追加して保存安定性試験をする必要はないと思います。これは□□□さんが製造場所になっているので、今までのデータで、□□□とこういった□□□で□□□性の相関がとれる期間で保証できるというのであれば、それはそれで構わないと思います。要は、最終製品の形での考察が必要なのではないかという趣旨です。

○□□□ 委員 おっしゃるとおりですね。

○□□□ 委員 前の□□□のほうはどうですか。

○□□□ 委員 □□□は□□□試験はやっていたと思います。□□□での□□□試験をしておりますから、そこでのデータが□□□で果たして実証できるのかどうかというエビデンスデータを出せば、それでも信用できますということです。

□□□ 委員、どうぞ。

○□□□ 委員 今までも、保存期限前に審査されて、それで通っていたことというのはあるのですか。それが普通だったのですか。ごめんなさい。私、余りそこに気がつかなくて。

○□□□ 委員 それはわかりませんね。

○□□□ 委員 問題ではないということですか。

○□□□ 委員 消費者庁、わかりますか。

○食品表示課 基本的には賞味期限の根拠となるデータが出され、審議されているところでは。□□□委員のおっしゃったことについて、最終製品として賞味期限のデータを求めるのか、あるいは、□□□製品との相関がわかるようなデータか、いずれにしろ、何かしらのそういうデータを求めることは可能です。

○□□□ 委員 □□□試験を、賞味期限までやらなくても、それを十分担保できるデータがそろっていれば、それで承認をしていたということだと思います。

□□□ 委員、どうぞ。

○□□□ 委員 容器包装の一般論を申し上げます。□□□委員がいる前でおこがましいの

ですが、□□□と、□□□で使っているのは恐らく□□□のパッケージだと思いますが、□□□の保存性を考える場合には、□□□性がどの程度あるかは非常に重要なファクターになるはずです。その場合、□□□を中にはさんだような□□□コーティングのほうが□□□性ははるかに悪いので、□□□で大丈夫でしたらば、□□□は間違いなく大丈夫だと一般論としては言えます。光も□□□のほうが通しませんので、光酸化も起きません。

データは出してもらっても、データを待たなければ許可できないほど疑義が予想されるかという、多分、問題ないと思います。あくまで形式論としてちゃんとデータを出しなさいと。そこでデータが不備だったら、取消しとか何らかの改善命令を出すことがありますということさえ言っておけば、大丈夫だと思います。

○□□□委員 □□□委員。

○□□□委員 □□□のほうはもう済んでいるということですか。ちゃんと期限を過ぎていたということですね。

○□□□委員 そうです。

○□□□委員 □□□委員、どうぞ。

○□□□委員 この大きな紙の真ん中辺に原材料名表示がありますが、添加物の表示が「□□□（□□□等）」と。特にこの商品の場合は、□□□は食品添加物ですが、□□□を使っているというのが一つの売りです。この表示で、□□□委員が詳しいのですが、分類としては□□□に入るわけですね。添加物の表示法としてはこれでよろしいですか。

○□□□委員 概要版の6ページを見ていただきたいのですが、原材料の配合割合が出ています。それを見ていただくと、これは明らかに□□□だというのがわかる内容になっています。上のほうは、□□□は関与成分です。□□□は□□□等に属するものですが、一番量が多いので、この名称が括弧内に書いてあります。その下のいくつかは、□□□ですけども、□□□類ではないです。アミノ酸とか核酸とかです。括弧書きの場合、一番多い区分だけ書けばよいのか、2番目、3番目のものまで書くのかは、法律を確認しないと正確にはわかりません。表示のルールは非常に難しいので、むしろ消費者庁のほうがよく御存じだと思います。

○□□□委員 私の理解しているところでは、「□□□（□□□等）」で、□□□の量が、一番多くて、アミノ酸は「等」に含まれるというふうに私は理解しております。

○□□□委員 一番多いものだけを書けばいいのか、2番目まで書けというのかがわかりませんという意味です。

○□□□委員 わかりました。ルールに従って表示していただければ結構だと思います。

○□□□委員 では、もとに戻りまして、有効性、安全性についての疑義は御発言はなかったもので、表示について、もう一度申請者に訂正を求める。その際に、あわせて、□□□試験をクリアーしていないことを□□□で□□□試験をやって、それで□□□の□□□のデータに代替し得ること、申請者がそれで大丈夫だということを言及した書類を出させる、そういったことで処理したいと思います。

問題は、これをこの場で再審議するか、あるいは、部会長に申請者からの訂正書類の判定を一任していただけるかどうかということですが、どういたしましょうか。次回は8月の二十何日に予定されておりますが、そこで再審議したほうがよろしゅうございますか。どうぞ。

〇〇〇〇委員 〇〇〇委員に見ていただければよろしいかと思います。

〇〇〇〇委員 一任ですね。

〇〇〇〇委員 はい。

〇〇〇〇委員 というお声がございましたが、いかがでございましょうか。私がよく書類を見て、もしわからないことがあったら、〇〇〇委員なり〇〇〇委員にメールで御相談するということで、部会長一任と。

では、1番目の申請品目、「〇〇〇」については部会長預かりということにさせていただきますか。

---

(2) 〇〇〇

〇〇〇〇委員 それでは、2番目の品目でございしますが、「〇〇〇」、申請者は〇〇〇株式会社です。

消費者庁から御説明をお願いいたします。

〇食品表示課 それでは、資料1、6ページをお開き願います。

商品名は「〇〇〇」、申請者は〇〇〇株式会社です。

保健の用途といたしましては、「本品は〇〇〇(〇〇〇)のはたらきにより、食後の〇〇〇の〇〇〇と食後の〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇にするので、食後の〇〇〇が気になる方や〇〇〇が〇〇〇で〇〇〇の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます。」となっております。

関与成分といたしましては、〇〇〇となっております。

1日摂取目安量当たりの関与成分量としては、〇〇〇として〇〇〇gとなっております。

1日当たりの摂取目安量は、〇〇〇ml〇〇〇は、「お食事の際に1日〇〇〇回〇〇〇本を目安に〇〇〇ください。」、〇〇〇ml及び〇〇〇ℓ〇〇〇は、「お食事の際に1日〇〇〇回〇〇〇mlを目安に〇〇〇ください。」となっております。

食品形態は〇〇〇となっております。

本品は、既許可品の「〇〇〇」「〇〇〇」と同一処方、同一成分の製品です。「〇〇〇」は食後の〇〇〇に係る保健の用途、「〇〇〇」は食後の〇〇〇に係る保健の用途の食品で、今回は、その両方の保健の用途を許可表示とする申請となっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇〇〇〇委員　ありがとうございました。

〇〇〇は、規格基準型にもなっている成分ですので、有効性、安全性については問題ないと思いますが、いかがでございましょうか。御意見、よろしくお願いします。

〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員　第一調査会では、「〇〇〇の働き」という表示が問題視されました。これは、〇〇〇と〇〇〇それぞれ単独に試験をしていて、両方とも高い場合に使用した場合の評価はされていないので、〇〇〇の働きと書くと、〇〇〇も〇〇〇し〇〇〇も〇〇〇の人が、両方とも改善するという誤解を受けることが懸念されるので「〇〇〇の働き」の表示は、問題があるということが議論されました。

以上です。

〇〇〇〇委員　〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員　私も、従来からの製品だから別に問題ないと思いましたが、商品名に〇〇〇と書いてあるから誤解するかも知れないと思いました。〇〇〇から、商品名は自由につけていいということでしたので、何も問題はないのだと思った次第です。そこが矛盾しますが、どうでしょうか。

〇〇〇〇委員　これは要するに科学的には、両方とも高い場合の効果は調べられていないということが、消費者がわかるかどうかであり、誤解を与えるような、「〇〇〇の働き」というのが問題になりました。

〇〇〇〇委員　難しい話ですね。

〇〇〇〇委員　別々の試験であっても、両方が同時に〇〇〇である人はいるかもしれませんが。一応、食品というある程度曖昧なものなので、ダブルヘルスクレームをつけてもしょうがないというか、いいのではないかと判断した調査会の判断は、私は間違っていないと思っています。

〇〇〇〇委員　という意見でございます。例えば〇〇〇と〇〇〇両方〇〇〇人というのは、被験者としてもなかなか集められないので、試験を行わなかったのだと思います。

〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員　被験者として集められないのであれば、それをうたわないでほしいと思います。それと、安全性と有効性を検討するのがこの会の役割であるならば、食品であるからとか、人が集まらないからというのは理由にならないのではないのでしょうか。

〇〇〇〇委員　効果を判定するときの試験設計のお話をしています。

〇〇〇〇委員　それはわかっているつもりですが、それが通じるのは本当のサイエンティストだけで、そういう意味では私はその判断能力がないですから、ここの委員としてふさわしくないの、発言するのはどうかと思ったのですが、やはりいる以上は、違和感のあるものには違和感があると言わないと、私の個人としての役割が果たせないの。私の良心に果たせないの。済みません、役割ではないの。

〇〇〇〇委員　どうぞ、〇〇〇委員。

□□□委員 余分なことかもしれませんが、□□□先生がおられることは重要な意味があると思っています。これは□□□委員が言う言葉かもしれませんが、この部会は、最終的に特保に関わる製品を市場に出すか、出さないかという判断を行う場であって、サイエンティフィックなレベルの議論も必要だし、一般の人の目での議論も必要だということで、□□□委員の意見がないと非常に片手落ちになるところもあると思います。そういうことですので、私は是非、発言をいろいろしていただきたいと思っています。

今回、気になったのは、□□□の作用ということがありまして、それは疑問だということですが、私は、「□□□」というのは□□□とは全然とらなかった。そういうことを考えなかったということです。それが一つ。

それから、このものの作用機序について、□□□を□□□ないということの作用機序と、□□□を□□□ないということの作用機序が別なのです。だから、独立してそれぞれの作用を検討したという臨床試験のほうは妥当ではないかと思いました。

ただ、「□□□」概要、この資料の最初のページの作用機序のところに書いてあるのは、これは本当かなと思ったのです。「□□□摂取された□□□は、□□□において□□□を免れて□□□に到達し、一部は□□□細菌によって□□□される」、ここまではいいのですが、「また、□□□に対しては□□□を阻害せず、□□□には影響を及ぼさないが、□□□の□□□によって生じた□□□の□□□を抑制することから」云々と書いてあります。□□□を分解して□□□とか□□□に変えるところは阻害しない。でも、□□□になったものの□□□を□□□するというのは、非常に疑問なのです。

この根拠となった論文は、□□□年の□□□さんという人の論文です。□□□さんというのは□□□の方です。私はこの作用機序はどうも納得できなかったのですが、先ほど消費者委員会の方からいろいろ資料をいただきましたが、□□□年、17年たってから出た論文では、やはり□□□の人が書かれていて、そこでは作用機序は、「□□□に対する一時的な□□□作用、及び□□□の物理的な作用による□□□の□□□作用によるものと示唆されている」ということで、新しい論文での作用機序と違うわけです。論文の新しいのは□□□の阻害もあると。今回申請されたものは、新しいものを引用しないで古い論文を引用しているということで、何だろうと。ただ、□□□などで検索すると、この古い論文しか出てこないのです。その辺は、作用機序をもう一度確認していただければと思います。表示の問題とは違いますが。

□□□委員 □□□委員。

□□□委員 □□□先生が言われた内容は、私も全く同じ気持ちでこれを読んだのですが、ここにある「□□□と□□□した□□□」というのは、今はほとんど出てこない議論です。□□□年のころはこういう考え方だったのかもしれませんが、今はこれはちょっと理解しづらいです。□□□が分解されてできた□□□は通らないけれども、フリーの□□□は通るみたいな話は、今のサイエンスでは理解できないところがあるので、ちょっと疑問なのですが、ただ、□□□の作用機序というのはいまだに釈然としないところが

あります。

□□□内の移動速度を変えて輸送の速度を制御するという話があったり、先ほど言われたような□□□を阻害するというペーパーがあったり、いろいろなところに作用している感じがなのです。この成分を用いたトクホ製品は既にたくさん出ていますから、今さらこの説明に対して目くじらを立ててもしょうがないかなという気もしたのですけれども、□□□年というのは、今の□□□における□□□の理解から見ると少し古いかなという気がいたします。

○□□□委員 □□□委員。

○□□□委員 アレルギーの世界しか私は知らないのですが、20年くらいの間に、本当に病態から発症機序まで変わっているんですね。新しいものが出たのであれば、その知見によって判断されるべきであって、今までたくさん出ているからというのは、新しいものが出たときの根拠たり得ない。きょうから新しいエビデンスが出たのなら、過去に引きずられることなく、新しいもので判断していただきたいと思います。

○□□□委員 □□□委員。

○□□□委員 おっしゃるとおりなので、20年前の論文をあえてここでメカニズムとして提言するというのはもう一度考えていただいて、最近の□□□の作用を整理して、そういうものを書いていただくほうがよろしいかと私も思います。

○□□□委員 これは第一、第二、どちらのほうで審議したのですか。

○□□□委員 第一調査会では、機序は別として有効性は□□□試験で確認されているので、表示を直していただくことでよろしいのではないかと思います。

○□□□委員 有効性自身のエビデンスは十分あるので、構わないというお話ですね。

話を戻しまして、「□□□の働き」というのが気になるといえば気になりますね。□□□の働きと書きたいんですかね。確かに商品名、キャッチコピーの類について、事前審査の対象にはならないというお話もありますが。

○事務局 私が先ほど申し上げたのは、安全性とか有効性を審査していただいて、それに基づいた表示になっているかどうかということ。先ほど話題になっていたのは旨みというお話でした。□□□がほかの商品よりも十分確認できるのかどうか、こういうお話でしたので、それはないのではないですかと申し上げたわけです。ここの「□□□の働き」というのはまさに有効性の話だと思いますから、ちゃんと根拠があるのかどうか、そこはご審議いただきたいと思います。

○□□□委員 「□□□の働き」について、どうでしょうか。

○□□□委員 「□□□」というのは商品名として考えれば問題ないけれど、「□□□の働き」という作用まで言及する商品名は使用しない方がないと思います。

○□□□委員 では、これも事業者に、表示について再検討して申請し直していただくということで、いかがでしょうか。これも部会長判断でよろしゅうございますか。

○□□□委員 いや、これも再審査でしょう。

- □ □ □ 委員 再審査ですか。
- □ □ □ 委員 申請している根拠になっている文献的考察に、信憑性がないわけですから、全面的な書類の書き直しではないですか。
- □ □ □ 委員 そういう御意見ですが、どうですか。
- □ □ □ 委員 作用機序に関しては、例えば □ □ □ に対する作用についても、科学的に完璧な程度に確認することまでは、今までは求めていないと思います。関与成分が含まれており、その作用機序について文献的根拠が示せることが要件になっています。□ □ □ に関しては有効性については問題ないので、機序について最新の文献的考察をしていただくということで、再審査までは必要ないのではないかと思います。
- □ □ □ 委員 了解です。
- □ □ □ 委員 よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

- □ □ □ 委員 それでは、部会長預かりという形にさせていただきます。

---

( 3 ) □ □ □

- □ □ □ 委員 3つ目、最後でございますが、「□ □ □」、申請者は株式会社 □ □ □ でございます。これも、□ □ □ といういわば実績のあるものが関与成分でございます。

それでは、御説明をお願いいたします。

- 食品表示課 資料 1 の 15 ページをお開き願います。

商品名は「□ □ □」、申請者は株式会社 □ □ □ です。

保健の用途といたしましては、「本品は、□ □ □ の □ □ □ を抑え、□ □ □、特に □ □ □ ( □ □ □ ) □ □ □ を □ □ □ させる働きのある □ □ □ を配合しておりますので、□ □ □ ( □ □ □ ) □ □ □ が気になる方の食生活の改善に役立ちます」となっております。

関与成分といたしましては、□ □ □ となっております。

1 日摂取目安量当たりの関与成分量としては、□ □ □ mg となっております。

1 日当たりの摂取目安量は、「1 日 □ □ □ ( □ □ □ g ) を目安にお召し上がりください」となっております。

摂取をする上での注意事項は、「摂り過ぎ、あるいは体質・体調により、一過性の □ □ □ を覚えることがあります」となっております。

食品形態は □ □ □ となっております。

本品は、申請者の既許可品「□ □ □」の類似品です。既許可品から関与成分の配合割合を変更し、許可表示に □ □ □ を追加したものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇〇〇〇委員 御意見をどうぞ。

〇〇〇〇委員 〇〇〇をつけること自身は、データの中に〇〇〇が下がっているというペーパーがあったので、いいのかなと思いますが、〇〇〇の別名として〇〇〇・〇〇〇という言い方を、私が学生だったときには確かに使っていましたが、今はもはや使わないので、この括弧書きが妥当かどうかを再検討したほうがいいのではないかとというのが私の意見です。

〇〇〇〇委員 第一調査会でもそれが問題になりまして、「〇〇〇（〇〇〇）」「〇〇〇（〇〇〇）」と。今まで、その両方とも表示が認められています。でも、〇〇〇を大きく書いて、括弧に小さく〇〇〇というのは、少し問題かなという意見は出ておりました。

もう一点、第一調査会では、「〇〇〇（〇〇〇由来）」と書いてありますけれども、アレルギーを起こす可能性があるということをわかり易く表示したほうがいいのではないかという意見がありました。

以上です。

〇〇〇〇委員 〇〇〇・〇〇〇由来の〇〇〇を使っていれば、当然、アレルギー表示は必要ですけれども、〇〇〇由来の〇〇〇はアレルギー表示はしなくてよろしいということになっています。

〇〇〇の話ですが、最近、一般誌などでも〇〇〇・〇〇〇という区分は妥当ではないということが言われている。素人の人も〇〇〇・〇〇〇というのは最近は使わなくなったというのは、かなり知られている話ではあるので、何でわざわざ保健の用途に〇〇〇という言葉を使用したのかというのは疑問ではあります。

ほかの先生から、御意見をどうぞ。

〇〇〇〇委員 私も〇〇〇先生と同じような意見ですけれども、〇〇〇も生理的な役割があるわけなので、それを十把一からげに〇〇〇と言うのはおかしい。〇〇〇というのは、わかりやすいから授業では使うことがあると栄養の先生に伺いましたけれども、そういうことを行政的な文書に使うのはまずいと思います。

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

どうぞ、〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員 ちょっと素朴な質問をさせていただきたいのですが、〇〇〇というのは成分で、〇〇〇というのは食品名だと思いますが、〇〇〇というのは何の名前ですか。〇〇〇の定義があるのでしょうか。

〇〇〇〇委員 〇〇〇の定義はないです。ただ、一般の人は、〇〇〇と言うと〇〇〇の〇〇〇を連想しますが、この配合を見ると〇〇〇が主成分なので、〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇ものを〇〇〇と表現しているというふうに事業者に代わって御説明しますが。

〇〇〇〇委員 〇〇〇という健康食品のカテゴリーがあるようなイメージを、消費者は持っていますね。〇〇〇、〇〇〇と、今、すごく売っていますが、あれは何の名前なのでし

ようか。

〇〇〇〇委員 〇〇〇は別に定義はない。一般に売られている健康食品は〇〇〇が結構多いですけども、いろいろな〇〇〇、いろいろな〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇ものを〇〇〇と称して売っています。

〇〇〇〇委員 ちょっと心配なのは、〇〇〇に特保を出すと、〇〇〇はやはりいいんだという話にならないですか。それともう一つ、〇〇〇と〇〇〇の〇〇〇の境目は何ですか。

〇〇〇〇委員 それもちろん、定義はございません。健康食品自身、定義がありませんから、「いわゆる健康食品」と「いわゆる」をつける。いわゆる〇〇〇と。

〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員 〇〇〇先生が〇〇〇をおっしゃったのですが、〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇商品の中には〇〇〇は既にたくさん出ています。〇〇〇が、〇〇〇を入れているいわゆる〇〇〇商品を非常にたくさん出しておりますので、〇〇〇の代わりに〇〇〇を入れたというふうに理解していただければよろしいかと思います。

〇〇〇〇委員 私はそれも以前から引っかかっているのですが、〇〇〇という定義はしなくてもいいのですか。〇〇〇の定義のときに、成分表では、〇〇〇の含有量で〇〇〇と一般の〇〇〇を定義したと思います。それと同じようなサイエンティフィックな定義は要らないのでしょうか。

〇〇〇〇委員 食品成分表の〇〇〇〇〇〇μg というのも、あれも四訂までの話で、五訂からはやめてしまったわけです。定義しにくいということで。

〇〇〇〇委員 そうでしたね。

〇〇〇〇委員 ですから、食品のカテゴリーというのは、やはり「いわゆる」と。

〇〇〇〇委員 「いわゆる」でいいのですか。

〇〇〇〇委員 〇〇〇委員。

〇〇〇〇委員 ちょっと話は変わりますが、先ほど、〇〇〇で〇〇〇由来でアレルギーと。〇〇〇と書いてあるから、私はあえてアレルギー云々ということはないと思います。原材料名がわからないとき、例えば、納豆なんていうときに「(大豆)」という表示が必要になってくるのであって、ここに〇〇〇と書いてあればよろしいのではないですか。

〇〇〇〇委員 確かに、食品衛生法では〇〇〇と書いてあればいいということで、ルールにのっとっているということですが、アレルギーを起こす可能性がある製品に関して医師は、注意喚起をもっとしたほうがいいのではないかとというのが第一調査会での意見でした。

〇〇〇〇委員 御意見、わかりました。ゴマは現在、まだ施行されていないですか。いろいろこれから出てくるかと思います。

〇食品表示課 ゴマは、現時点では推奨表示ということで施行されているものではございません。

〇〇〇〇委員 食品表示部会では、ゴマを推奨表示品目に追加するという答申を出しまし

たけれども、まだこれから施行です。

□□□委員、どうぞ。

○□□□委員 私はアレルギーなので、先生方が言ってくださったら大変ありがたいですが、健康食品であってもきちんと表示はお願いできればと思います。ゴマは、これからいろいろな議論がされるのではありますが、推奨にも挙がることになっていますので、それも含めて御検討いただければありがたいです。

○□□□委員 どうぞ。

○□□□委員 □□□由来のところで調べたら、表示のところですが、成分分析表のほうには□□□、□□□由来と書いていないです。原材料名にはありますけれども、こちらのほうが目立つので、できたらこちらにも□□□由来と書いていただきたい。一番右側です。熱量たんぱく質で、関与成分のところに□□□と書いてあるのはいいのですが、ここはない。

○□□□委員 右側の成分分析は栄養表示のほうの話ですが、でも、関与成分□□□と書いてあったら、「（□□□由来）」と。

○□□□委員 そうです。それだけを書いてほしいというだけです。

○□□□委員 それは一つの方法ですね。

○□□□委員 こっちのほうが目立ちますからね。

○□□□委員 消費者庁。

○食品表示課 今の「（□□□由来）」の話について補足させていただきます。第一調査会では、表示見本の原材料名の欄に「□□□（□□□由来）」と書かれているけれども、ちょっと目立ちにくいので、「目立つように」という指摘事項がございました。それを受けて、裏面の原材料表示、許可表示等がある表示欄の下に、印で幾つか注意が書かれているかと思いますが、その中に太字下線で「□□□の成分を含んだ原材料を使用しています」というのが今回新たに追記されている、という状況でございます。

○□□□委員 でも、白抜きのところのほうが目立つから。

○□□□委員 どうぞ。

○□□□委員 安全性のための表示であるということ、書けばいい表示」と置きかえられてしまわないようにお願いできればと思います。

もう一つ、別ですが、□□□をすごく使っているかもしれませんが、これの□□□というのは問題ないでしょうか。健康食品で□□□というのは別に義務ではないのですが、どう考えられますでしょうか。

○□□□委員 今のところ、□□□量の規制はないと承知していますが。

○□□□委員 はい、知っています。

○□□□委員 まとめますと、□□□という表現、□□□由来という表現、これを再考していただきたいということを事業者に申し入れることになりますが、いかがでしょうか。

○□□□委員 その点はいいですが、□□□先生が出された□□□の定義の結論はどんな

ったのですか。

〇〇〇〇委員 〇〇〇はいいのではないのでしょうか。私はそう思いますけれども、先生方の御意見はどうですか。〇〇〇はかなり許可品でもございますので。

〇〇〇〇委員 〇〇〇は〇〇〇だと。

〇〇〇〇委員 はい。

〇〇〇〇委員 外国に紹介されるとき、〇〇〇はどうやって訳すのですか。

〇〇〇〇委員 〇〇〇とは訳さないでしょうね。

〇〇〇〇委員 〇〇〇と訳すと、「何で〇〇〇を〇〇〇にしたのか」という議論をさせられますね。少し余計なことを言いましたが、以前から少し気になり始めているのです。この制度全体を含めて。

〇〇〇〇委員 よろしゅうございますか。

それでは、〇〇〇、〇〇〇についても、表示をもう一度見直していただくということに。

〇〇〇〇委員 小さなパッケージ〇〇〇由来は読みにくいのでアレルギー表示をきちんとしてもらう方がよいと思います。

〇〇〇〇委員 そうですね。アレルギー表示は、最近、非常にアレルギーが問題になっておりますので、注意しすぎてもしすぎることはないと。

それでは、結論を申しますと、これも本日のところはペンディングということにさせていただきます。これも、先ほどの2品と同じように部会長判断でよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

〇〇〇〇委員 ありがとうございます。

---

#### 報告書案、答申書案の確認

〇〇〇〇委員 それでは、3品目終わりました。報告と答申でございますが、審議した結果、議決には至らなかったということで、次の議題にうつりたいと思います。

---

### 3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告(規格基準型・再許可)

〇〇〇〇委員 続いて、報告品目。すなわち規格基準型、再許可品目、これは消費者庁から御報告をいただきたいと思います。資料は4でございます。よろしくお願いします。

〇食品表示課 資料4をごらんください。

前回の部会以降、3月26日、4月11日、5月13日、6月4日に許可いたしました品目のうち、規格基準型及び再許可の23品目について、御報告いたします。

1枚目、1番～5番でございます。申請者は株式会社□□□、商品名は「□□□・□□□・□□□・□□□・□□□」です。□□□を関与成分とし、□□□の□□□を□□□旨を特定の保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

6番目、申請者は□□□株式会社、商品名は「□□□」でございます。許可番号□□□号「□□□」の再許可品です。相違点は商品名となっております。

7番目、同じく□□□株式会社の「□□□」でございます。許可番号□□□号「□□□」の再許可品で、相違点は風味と商品名でございます。

2ページをごらんください。8番目、株式会社□□□の「□□□」でございます。□□□を関与成分とし、□□□の□□□を□□□旨を特定の保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

9番目、申請者は株式会社□□□。商品名は「□□□」でございます。許可番号□□□号「□□□」の再許可品で、相違点は商品名となっております。

10番目と11番目、同じく申請者は株式会社□□□。商品名は「□□□」と「□□□」でございます。許可番号□□□号「□□□」の再許可品となっております。相違点は商品名でございます。

12番目と13番目、同じく申請者は株式会社□□□です。商品名は「□□□」と「□□□」でございます。□□□を関与成分とし、食後の□□□の□□□を□□□にする旨を特定の保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

2ページから3ページにまたがりましても、14番目と15番目、株式会社□□□の「□□□」と「□□□」でございます。こちらは許可番号□□□号「□□□」の再許可品で、相違点は風味と商品名となっております。

16番目、申請者は□□□株式会社。商品名は「□□□」となっております。こちらは、許可番号□□□号「□□□」の再許可品で、相違点は申請者と商品名でございます。

17番目と18番目、申請者は□□□株式会社。商品名は「□□□」と「□□□」でございます。こちらは、許可番号□□□号「□□□」の再許可品です。相違点は風味と商品名でございます。

19番目、申請者は株式会社□□□。商品名は「□□□」でございます。こちらは、□□□を関与成分とし、□□□の□□□を□□□にする旨を特定の保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

20番目、申請者は□□□株式会社。商品名は「□□□」でございます。こちらは、許可番号□□□号「□□□」の再許可品で、相違点は商品名となっております。

4ページをごらんください。21番目、申請者は株式会社□□□。商品名は「□□□」でございます。こちらは、□□□を関与成分とし、□□□の□□□を□□□にする旨を特定の保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

22 番目、□□□株式会社の「□□□」でございます。こちらは、許可番号□□□号「□□□」の再許可品で、相違点は申請者と商品名でございます。

最後、23 番目でございます。申請者は□□□株式会社。商品名は「□□□」でございます。これは許可番号□□□号「□□□」の再許可品で、相違点は商品名となっております。

御報告品目は以上でございます。

○□□□委員   ありがとうございました。

規格基準型と再許可品の御報告でございますが、再許可品については、□□□と□□□の変更が主でございますので問題ないと思いますが、いかがですか。□□□というのがやはりございますけれども、同じ□□□ですね。

ありがとうございました。

---

#### 4．閉会

○□□□委員   本日の議事は以上でございます。

○事務局   3 品目の指摘事項を確認させていただきたいと思います。

最初の「□□□」につきましては、大きく分けまして2点でございます。表示に関する件と□□□試験に関する件でございます。表示につきましては、正面に記載する事項、摂取する上での注意事項、外箱に書いてあります特定保健用食品の「□□□」につきましては別枠を設けるように検討をお願いする。

2 点目、「□□□」でございます。一つは作用機序でございます。古い論文を引用しておりますので、最新論文の知見に基づいて再考をお願いする。もう一つは、キャッチコピーに関することでございます。「□□□のはたらき」につきまして、それを削除することをお願いする。

「□□□」は、□□□という表現はふさわしくないのではないか。□□□由来の表示につきまして、外箱では白抜きのところへ明確に記載する、また、パッケージにも記載いただくようお願いする。

以上の内容でよろしいでしょうか。

○□□□委員   今、見ていて気づいたのですが、□□□は、一覧表の 58 ページに、□□□と□□□のダブルクレームで既に2つ、□□□というものが□□□と□□□の製品であるので、ちょっと取扱いが難しいかなと思います。

○事務局   そうしますと、この□□□の件でございますけれども、キャッチコピーの「□□□のはたらき」は取るということでよろしいでしょうか。

○□□□委員   58 ページの2 つは、キャッチコピーが何かついていたのですか。「健やか

□□□」と、同じ□□□ですね。

○事務局 今、手元に資料がございませんので、後ほど調べさせていただきたいと思います。

○□□□委員 以前は承認しておいて、今回承認しなかったら大変ですね。

○事務局 許可品目の資料を調べましてから御報告させていただきたいと思います。

○□□□委員 ほかにはありますか。

それでは、事務局から連絡事項をよろしくお願いいたします。

○事務局 審議、どうもありがとうございました。

次回の部会は、8月26日(月曜日)の午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○□□□委員 それでは、本日の審議はこれにて閉会させていただきます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。